岡山県指定障害児施設等指導要綱

第１　目的

この要綱は、岡山県が指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設設置者（以下「指定障害児施設等」という。）に対して実施する、障害児通所支援及び障害児入所支援（以下「障害児支援」という。）の質の確保並びに障害児通所給付費及び障害児入所給付費等（以下「給付費等」という。）の支給の適正化に向けた各種の指導等業務（以下「指導」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第２　指導方針

指導は、指定障害児施設等に対して、次の法令等に定める障害児支援に係るサービスの取扱い及び給付費等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを基本方針とする。

１　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号）

２　児童福祉法に基づく指定障害児入所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１６号）

３　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成２４年厚生労働省告示第１２２号）

４　児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成２４年厚生労働省告示第１２３号）

５　厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成２４年厚生労働省告示第１２８号）

６　その他障害児支援に係るサービスの取扱い及び給付費等に係る費用の請求等に関する事項を定める法令、厚生労働省告示、通知等

第３　指導形態等

指導の形態は、次のとおりとする。

１　集団指導

集団指導は、指定障害児施設等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

２　実地指導

実地指導は、指定障害児施設等において実地に行う。

第４　実施機関

　１　集団指導

　　　集団指導は、障害福祉課が行う。

　２　実地指導

　　　実地指導は、県民局が行う。ただし、必要があるときは、障害福祉課及び指定障害児通所支援事業所の通常の事業実施地域に所在する市町村（以下「関係市町村」という。）との共同で行うことができる。その場合の連絡調整については、障害福祉課が行う。

第５　集団指導

１　指導対象の選定

　　原則として、実施日現在で指定を受けている全ての指定障害児施設等を対象として行う。

２　指導方法等

　　(1)　障害福祉課は、指導対象とする指定障害児施設等に、集団指導の日時、場所、指導内容等を文書により当該指定障害児施設等に通知する。

　　(2)　集団指導は、対象サービスに係る給付費等の取扱及び請求の方法、制度改正内容並びに過去の指導事例等について行う。

第６　実地指導

　１　指導対象の選定等

実地指導は、全ての指定障害児施設等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次の基準に基づいて年度ごとに対象の選定を行う。

　　(1)　実地指導は、指定障害児通所支援事業所（児童発達支援センターを除く。）に対しては原則として３年に１回、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）及び指定障害児入所施設については原則として１年に１回行う。

　　(2)　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）及び指定障害児入所施設の実地指導は、この要綱に基づく前年度における実地指導の結果、特に重大な運営上の問題点が認められなかったとき、又は社会福祉法人等指導監査実施要綱に基づく前年度における実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められるときは、当該年度の実地指導を行わないこととすることができる。

　　(3)　指導対象の選定に当たっては、利用者からの苦情等の情報に十分留意するものとする。

　２　指導方法等

(1)　指導実施通知

指導対象となる指定障害児施設等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を様式第1号により当該指定障害児施設等に通知する。

ア　実地指導の根拠規定及び目的

イ　実地指導の日時及び場所

ウ　指導担当者

エ　指定障害児施設等の出席者

オ　準備すべき書類等

(2)　指導方法

ア　実地指導は、別に定める実地指導マニュアルに基づき、関係書類を閲覧し、指定障害児施設等の出席者との面談方式で行う。

イ　実地指導を行う上で必要があるときは、当該指定障害児施設等から事前に資料の提出を求めることができる。

(3)　指導体制

指導は、２名以上の職員により行うものとする。

　３　実地指導後の措置等

　　　実地指導を行ったときは、次のとおり措置するものとする。

　　(1)　指導結果の通知及び改善報告書の提出

実地指導の結果、改善を要すると認められる事項があるときは、実地指導を行った日から６０日以内に、当該指定障害児施設等に対して文書によって指導結果を通知するものとする。この場合、当該指定障害児施設等に対して、期限を定めて、指導内容に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

　　(2)　改善内容確認の再実地指導

改善報告書で示された改善内容について実地に確認する必要があるときは、再度実地指導を行うものとする。

　　(3)　実地指導の結果、必要があると認められるときは、岡山県指定障害児施設等監査要綱に定めるところによる監査（以下「監査」という。）を行うものとする。

　　(4)　実地指導中に以下に該当する状況を確認したときは、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができるものとする。

なお、この場合、監査の根拠規定等について、当該指定障害児施設等に口頭で説明するものとする

　　　ア　著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき。

　　　イ　給付費等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められるとき。

　４　実地指導拒否への対応

　　　指定障害児施設等が正当な理由なく実地指導を拒否したときは、監査を行う。

　５　実地指導の事前準備

　　(1)　実地指導に当たる職員は、前回の指導結果、事前提出資料等により、対象とする指定障害児施設等の人員及び運営等の状況並びに問題点等をあらかじめ十分検討・把握した上で、指導を行うものとする。

　　(2)　実地指導を実施する上で必要があるときは、関係市町村等と連携して、給付費等の請求状況等を把握しておくものとする。

　６　身分を示す証明書

　　　実地指導を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

　７　復命

　　　実地指導を行った職員は、別に定める復命書により、障害福祉課にあっては知事に、県民局にあっては県民局長に速やかに復命しなければならない。

　８　情報提供

　　　障害福祉課又は県民局は、実地指導を行ったときは、必要に応じて、関係市町村に対して、実地指導の結果及び改善報告書の内容について情報提供するものとする。

第７　計画及び報告

　１　県民局は、様式第２号により毎月５月末までに当該年度の指導計画を障害福祉課に提出するものとする。

　２　県民局は、様式第２号及び第３号により毎年４月末までに前年度の指導の実施状況を障害福祉課に報告するものとする。

　３　県民局は、指定障害児施設等が事業を廃止若しくは指定を辞退した場合、指定の効力を失った場合、又は指定を取り消された場合、その年度の翌年度から５年間は、当該指定障害児施設等の指導に係る書類を保存しておくものとする。

　４　前記２にかかわらず、第６の３の(4)により監査を行うこととなったときは、県民局は、別に定める「岡山県指定障害児施設等監査要綱」に基づき速やかに障害福祉課に連絡するものとする。

第８　その他

　　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　　　附　則

　この指導要綱は、平成２５年１月２２日から適用する。